



岡情審査第1086号

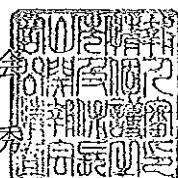
平成24年11月16日

岡山市人事委員会

委員長 中野 悼様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年5月30日付け岡人委第61-1号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

職員の分限及び懲戒処分の報告について（以下「本件公文書」という。）
の開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件
異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件公文書の開示請求に対して、岡山市人事委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は、妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立て人（以下「申立て人」という。）は、平成24年4月20日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。なお、本件請求は、電子情報処理組織にあらかじめ登録された公文書について、電子処理組織を使用して開示請求や対象公文書の閲覧ができる制度を利用して行われたものである。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年5月7日付で、本件公文書について、辞令書には、職員の身分、氏名、所属、職名が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるものであり、また、当該辞令書に記載された処分の事由は、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、いずれも条例第5条第1号に規定する個人情報に該当する（かつ、同条同号ただし書ウに規定する「職務の遂行に係る情報」には該当しない。）ことを理由として、一部開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立て人は、実施機関に対し、同年5月22日付で、開示できないとする処分の取消しを求めて本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年5月30日付で、本件異議申立ての取扱いについ

て、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

「職員の処分に関する書類の提出等について」とする実施機関へ提出された報告文書には、「別添のとおり交付した書面の写し等を提出」と記載されているが、別添文書の添付がされていない。実施機関が開示することができないとする職員の身分等は、それだけで個人識別できるとは限らず、非公開にするべきではない。また、処分事由は、必ずしも個人の権利利益を害するとは限らず、非公開にするべきではない。この決定書からは、行政庁としては別添の書類の全部ではなく、その一部について非開示とする意思であるとも受け取ることができるが、別添文書は現在までに具体的に開示されていない。

2 実施機関の主張要旨

「別添のとおり交付した書面の写し等の別添文書が開示されていない。」との主張については、辞令書には、職員の身分、氏名、所属、職名が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該辞令書に記載された処分の事由は、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、いずれも条例第5条第1号に規定する個人情報に該当する（かつ、同条同号ただし書ウに規定する「職務の遂行に係る情報」には該当しない。）ため、非開示とした。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例施行規則第7条第3項及び第8条並びに岡山市職員の懲戒の手続及び効果に関する規則第2条第3項及び第3条の規定に基づき、岡山市長、岡山市水道事業管理者及び岡山市教育委員会から実施機関に提出された平成21年9月における「職員の処分に関する書類の提出等について」とする報告文書（以下「対象文書1」という。）及びこれに添付された辞令書の写し（以下「対象文書2」という。）である。対象文書1には、分限処分及び懲戒処分の種類別処分の事由別の件数を記載するようになっているが、開示請求の対象となった平成21年9月においては、懲戒処分の実績がなく、分限処分である休職処分の実績のみが記載されている。また、対象文書2は、対象文書1における報告内容の裏付けとして添付されたものであり、これには、当該処分が行われた職員の身分、氏名、所属、職名、処分事由及び処分期間が記載されている。

2 条例第5条第1号該当性について

(1) 条例第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とする旨規定して

いる。

また、同号ただし書において、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかが記録されている場合は、開示しなければならない旨規定している。

(2) 実施機関は、本件公文書中、対象文書2に記載された情報は、条例第5条第1号に規定する非開示となる個人情報であると主張している。一方、申立人は、職員の身分等は、それだけで個人識別できるとは限らず、処分事由も必ずしも個人の権利利益を害するとは限らないので、非開示にすべきではないと主張しているが、対象文書2の職員の身分については、職種が特定される記載もあり、職種によっては範囲が限定され、個人の特定が容易になるものもある。

また、地方公務員法第28条に規定する分限処分の一つである休職に関する情報は、当該職員個人の私生活に係る面が大きく、対象文書2には当該職員の処分事由及び処分期間が記載されており、これを開示することは、当該職員が休職処分された際の状態の程度までもが推認できることになり、特定個人が識別されなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」とおり判

断するものである。

第6. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 5月30日	諮問書の收受
平成24年 6月 4日	実施機関側意見書の收受
平成24年 6月11日	審 議
平成24年 7月23日	審 議
平成24年 8月27日	審 議
平成24年 9月24日	審 議
平成24年10月29日	審 議
平成24年11月16日	答 申